

四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、四万十市人権尊重の社会づくり条例（平成19年四万十市条例第27号）の理念に基づき、全ての人の人権が尊重され、お互いの多様な生き方を認め合い、人と人が支え合う地域の実現を目的とし、パートナーシップ・ファミリーシップの登録の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した二者間の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップ関係にある者の子（養子を含む。）又は親（養親及びその配偶者を含む。）を含め、家族として、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した当事者間の関係をいう。
- (3) パートナーシップ・ファミリーシップ登録 パートナーシップ及びファミリーシップ（以下「パートナーシップ等」という。）関係にある当事者からの申請により、市長が四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録簿（以下「登録簿」という。）に登録することをいう。

(パートナーシップの登録申請)

第3条 パートナーシップを形成している者は、その関係にある旨の登録を市長に申請することができる。

2 パートナーシップの登録の申請をすることができる者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方間の同意があること。
- (2) 第5条第1項の規定による申請の日（以下「申請日」という。）において、民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (3) 申請者のいずれかが本市に住所を有すること（本市への転入を予定している者を含む。）。
- (4) 配偶者がいないこと。
- (5) 相手方以外の者とパートナーシップを形成していない又は婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にないこと。
- (6) 申請者同士が、直系血族又は三親等以内の傍系血族若しくは直系姻族の関係（以下「近親者」という。）でないこと。ただし、パートナーシップに基づく養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

(ファミリーシップの登録申請)

第4条 申請者は、市長に対し、次の各号のいずれかに該当する者を、ファミリーシップ関係にある者として登録申請することができる。

- (1) 登録をしようとする者すべての同意があること。
- (2) 申請者の一方又は双方の近親者。

(書類の提出)

第5条 申請者は、四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 申請者の同意が確認できる場合において、申請者の一方又は双方が自ら申請書に記入することができないと市長が認める場合は、これを代筆させることができる。

3 市長は、第1項の規定により申請書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めることとする。

- (1) 運転免許証
- (2) 個人番号カード（マイナンバーカード）
- (3) パスポート
- (4) その他の官公署が発行した免許証、許可証、資格証明等であつて、申請をしようとする者

の顔写真が貼付されているもの

- 4 申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、本市の公簿により確認できるときは、同意書（様式第2号）の提出をもってこの該当書類の添付を省略することができる。
 - (1) 住民票の写し（申請日から3月以内に発行されたものに限る。本市への転入を予定している場合にあっては、この事実が確認できる書類をいう。以下同じ。）
 - (2) パートナーシップを登録する場合、戸籍個人事項証明書又は戸籍全部事項証明書、婚姻要件具備証明書その他の配偶者がいないことを証する書類（申請日から3月以内に発行されたものに限る。）
 - (3) ファミリーシップを登録する場合、住民票の写し等申請者と子の同居の事実が確認できる書類（市内への転入を予定している者にあっては、子に係る申請に限り、転入及び申請者と子の転入後の同居の事実を確認することができるもの）
 - (4) ファミリーシップを登録する場合、戸籍個人事項証明書又は戸籍全部事項証明書又はその他近親者である事実が確認できる書類（申請日から3月以内に発行されたものに限る。）
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 5 申請日において15歳以上の近親者をファミリーシップとして登録する場合は、近親者の氏名記載に関する同意書（様式第3号）の提出を必要とする。
（通称名の使用）

第6条 申請者は、市長が特に理由があると認める場合は、申請書において、戸籍上の氏名と併せて通称名を使用することができる。

- 2 申請者は、前項の規定により通称名を使用することを希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることを確認することができる書類を、申請書に添付しなければならない。
（登録証等の交付）

第7条 市長は第3条第1項及び第4条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、当該申請者に対し、四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証（様式第4号。以下「登録証」という。）及び四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証カード（様式第5号。以下「登録証カード」という。）を交付するものとする。第4条の申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、登録証及び登録証カード（以下「登録証等」という。）に当該近親者の氏名等を記載するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、申請者のいずれもが市内に住所を有しない場合には、市長は登録証等に代えて四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録転入予定者受付票（様式第6号。以下「転入予定者受付票」という。）を交付するものとする。
- 3 前項の規定により転入予定者受付票を交付された者のうちいずれかが転入した場合においては、原則として、転入日から14日以内に、住民票の写し等を市長に提出するものとする。この場合において、申請者のいずれかが市内に住所を有することを確認できたときは、市長は、当該申請者から転入予定者受付票を返還させ、登録証等を交付するものとする。
- 4 登録証等又は転入予定者受付票は、申請者双方が来庁した場合に限り交付する。ただし、申請者双方の来庁が困難であると市長が認める場合は、この限りでない。
（登録事項の変更等）

第8条 登録証等を交付された者（以下「登録者」という。）は、登録証等の記載事項等に変更があったときは、速やかに、四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録事項変更届（様式第7号。以下「変更届」という。）に変更の内容を確認できる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、変更届が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、当該変更に係る事項を反映した登録証等を交付するものとする。
（近親者の氏名の削除）

第9条 第7条第1項の規定により登録証等に氏名等を記載された近親者（この項の規定による申立をする日において15歳以上の者に限る。以下この条において同じ。）は、当該登録証等から自身の氏名等を削除するように市長に申し立てることができる。

- 2 前項の規定による申立をしようとする近親者は、四万十市パートナーシップ・ファミリーシ

ップ登録証及び登録証カードからの氏名削除に関する申立書（様式第8号。以下「申立書」という。）に申立をしようとする者の本人を確認できる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- 3 市長は申立書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、当該近親者の氏名等を削除するものとする。

（登録証等の再交付）

第10条 登録者は、当該登録証等の紛失、毀損等の事情により登録証等の再交付を希望するときは、四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証等再交付申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、適正と認めた場合は、登録証等を再交付するものとする。

（登録証等の返還）

第11条 登録者は次のいずれかに該当するときは、四万十市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証返還届（様式第10号。以下「返還届」という。）に登録証等を添えて、市長に返還しなければならない。

(1) 登録者の意思によりパートナーシップ等が解消された場合

(2) 登録者の一方が死亡した場合

(3) 登録者の一方又は双方が転出し、双方が四万十市に住所を有しなくなった場合（一時的な場合を除く。）

(4) その他の理由によりパートナーシップ等に該当しなくなった場合

（登録証等の取消し）

第12条 市長は、登録者が虚偽その他の不正な方法により登録証等の交付を受けたことが判明したとき、又は交付を受けた登録証等を不正に使用したことが判明したときは、登録証等の証明を取り消すものとする。

- 2 市長は、前項の規定により登録証の証明を取り消した場合は、第7条の規定により交付した登録証等の返還を求めるものとする。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年7月1日から施行する。